

「フランスの個人情報保護法制」（ミニ・シンポジウム「プライバシーと個人情報保護法制の国際比較—GDPR への対応を中心として—）

曾我部真裕

出典：

『比較法研究』81号（2019年）

本稿は、フランスの個人情報保護法制の基本法典として位置づけられる「情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日法」（以下、「1978年法」と略記する。）について、そして個別のトピックとして「デジタル共和国法」とCNIL（Commission nationale de l'informatique et des libertés：「情報処理および自由に関する全国（国民）委員会」）の決定事例を紹介するものである。

1978年法の紹介においては、本法が累次の改正を経ていることに触れつつ、とりわけGDPRに対応するための2018年の一連の改正が最重要であることが強調される。すなわち、事前規制（CNILの事前同意、CNILへの届出、2004年以降はセンシティブ情報に関するCNILの許可制の導入など）を中心とするフランス情報保護法制度から、2018年以後、当該事前規制の大部分が廃止されたことによりCNILの権限強化を通じた事後規制（金銭的制裁、損害賠償請求に関する集団訴訟の承認など）が強化され、改正前後で規律の構造が大きく異なる点が重要であるとされる。

なお、本稿は1978年法にその設立の法的根拠を持つCNILの構成、権限、規制の在り方についても言及されている。とくに上記の「事後規制」についてはそれがかなり「強力」であることが繰り返し述べられている。具体的にはCNILが個人の申立てや情報提供を受け、あるいは計画的な監査などを通じ、調査および制裁の権限を行使することが予定されているのであるが、ここではすべての情報を求め、すべての個人情報へのアクセスや立ち入り調査も可能とされる。制裁については警告、是正命令、個人情報取扱の一時的または永続的な停止、制裁金（100万ユーロまたは全世界売上高の2%上限。一定の義務違反についてはその2倍）などが挙げられる。CNILの決定事例として、本稿後半において①GDPR施行後はじめての大型金銭的制裁事案（5000万ユーロ）であったグーグルへの制裁決定（2019年1月21）、および②GDPR施行前のフェイスブックに対する金銭的制裁（15万ユーロ）の決定（2017年4月17日）が簡潔に紹介されている。

もう一つのトピックである「デジタル共和国法」については、本法の固有の規律として、第一に本法によって1978年法第1条が改正され情報自己決定権が明文規定されたこと、第二に、1978年法第85条を改正し、亡くなった者のSNSのアカウントなどへの対応を規定する「故人情報」に関する内容が設けられたことが挙げられる。「故人情報」の規定によれば、何人も、自身の個人情報の死後における保存、消去および伝達について、一般的または個別的な指示を行うことができるとされる。一般的な指示はCNILの認証を受け

た第三者のもとに登録され、個別的な指示は当該取扱責任者のもとに登録される。そして指示のなかにその執行者が指定されていた場合は、その者は取扱い責任者に対してその指示内容の実施を請求することができる。日本ではこうした法規制は一切なく「故人情報」の取扱いが事業者の判断にゆだねられていることから、我が国の今後の検討課題として位置づけられる。

最後に、フランスのCNILの存在や活動をみると、個人情報保護法制の実効性は監督機関の在り方に大きく依存すること、そして裁判所の判断のみならずCNILの決定の蓄積なども含むケースローについて、これが実務家や研究者の評釈の対象となることから、当該事例が法解釈の能動的発展に寄与するという点が日本法の在り方を考えるうえで重要であることが指摘される。

以上。